



2012年5月25日

「LT会」会報第12-11号(総110号)

上海LTコンサルティンググループ

江蘇省が6月1日から最低賃金基準を引上げ

江蘇省人力資源と社会保障庁によれば、江蘇省最低賃金基準調整案が省政府常務会議で可決されるとともに、中央政府(人力資源と社会保障部)による認可も経て、2012年6月1日から実施されることとなった。これにより、南京市市区、無錫市等の一類地区の最低賃金基準は月額1,140元から1,320元に引き上げられる(図表1、2)。

また、蘇州市人力資源と社会保障局によれば、蘇州市(一類地区)においては、省政府の定めた1,320元に更に50元を上乗せした1,370元に最低賃金基準を設定するとのことである。

図表1:最低賃金基準の引上げ状況

地区分類	区分	旧基準 (2011年2月1日実施)		新基準 (2012年6月1日実施)	
				引上げ幅	引上げ率
一類地区	正社員	月給	1,140元	月給	1,320元
	パート	時給	9.2元	時給	11.5元
二類地区	正社員	月給	930元	月給	1,100元
	パート	時給	7.5元	時給	9.6元
三類地区	正社員	月給	800元	月給	950元
	パート	時給	6.5元	時給	8.3元

なお、上記最低賃金基準には、時間外手当、特殊勤務手当(三交代勤務の中勤手当、夜勤手当、高温手当、坑道勤務手当、有毒有害手当等)並びに法律、法規及び国家规定に定める労働者に対する福利待遇等は含まれない。従って、これら要素と住宅積立金の個人負担分を控除した月給が最低賃金基準を下回ってはならない。ただし、いわゆる五險(医療保険、失業保険、生育保険、労災保険及び養老保険)の個人負担分は最低賃金基準に含まれるため、手取り額が最低賃金基準を下回ることはあり得る。

図表2:江蘇省最低賃金基準の地区分類表

地級市	市区、県級市及び県	分類
南京市	市区	一類
	溧水県、高淳県	二類
無錫市	市区、江陰市、宜興市	一類
徐州市	市区	二類
	新沂市、銅山県、豊県、沛県、邳州市、睢寧県	三類
常州市	市区	一類



## LT CONSULTING GROUP

SUPPORTING  
CHINA  
BUSINESS

	金壇市、溧陽市	二類
蘇州市	市区、吳江市、張家港市、常熟市、昆山市、太倉市	一類
南通市	市区、啓東市、通州市、海門市	一類
	海安縣、如東縣、如皋市	二類
連雲港市	市区	二類
	灌南縣、灌雲縣、東海縣、贛榆縣	三類
淮安市	市区(楚州区、淮陰区除く)	二類
	楚州区、淮陰区、涟水县、洪沢縣、盱眙縣、金湖縣	三類
鹽城市	市区、大豐市、東台市	二類
	建湖縣、射陽縣、阜寧縣、滨海縣、響水縣	三類
揚州市	市区	二類
	江都市、儀征市、高郵市、宝应縣	三類
镇江市	市区	一類
	丹陽市、揚中市、句容市	二類
泰州市	市区(海陵区、高港区)	一類
	靖江市、姜堰市、興化市、泰興市	二類
宿遷市	市区、宿豫縣、沭陽縣、泗陽縣、泗洪縣	三類

以上